大分県主要農作物種子制度基本要綱

(目的)

第1条 この要綱は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産 についてほ場審査その他の措置を行うことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱で「主要農作物」とは、稲、麦類(大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。) 及び大豆(いずれも食用又は酒造用に限る)をいう。
 - 2 この要綱で「ほ場審査」とは、県が、種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の 出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいい、「生産物審査」とは、県 が、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及 び異物の混入状況等について審査することをいう。

(種子の生産計画)

第3条 県は、一般財団法人大分県主要農作物改善協会等関係団体と連携し、主要農作物の 種子生産計画を策定するものとする。

(ほ場の指定)

- 第4条 県は、あらかじめ主要農作物の種類別に定めた種子生産計画の面積を超えない範囲 内において、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する 者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定する。
 - 2 前項の指定を受けようとする者は、以下に定める期日までに、第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

区分	期日
稲	毎年 4月末日
大豆	毎年 6月末日
麦類	毎年10月末日

3 知事は、前項の申請に基づき指定種子生産は場として指定したときは、当該申請者 に指定種子生産は場指定書(第2号様式)を交付する。

(審查)

- 第5条 指定種子生産ほ場の経営者(以下「指定種子生産者」という。)は、その経営する 種子生産ほ場についてほ場審査を受けなければならない。
 - 2 指定種子生産者は、ほ場審査に合格した指定種子生産ほ場において生産された主要 農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。
 - 3 審査は、大分県指定種子生産ほ場等審査要領(以下本条において「審査要領」という)に基づき、知事が任命した審査員が実施する。
 - 4 審査の基準及び方法は、審査要領で定める。
 - 5 前項の基準は、種苗法第61条に基づき農林水産大臣が定める指定種苗の生産等に 関する基準を確保することを旨として定める。

6 審査を行う審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、 これを呈示しなければならない。

(生産物審査証明書の交付)

第6条 県は、生産物審査の結果、当該主要農作物が前条第4項の基準に適合すると認める ときは、生産物審査証明書(第3号様式)を交付する。

(県の行う勧告等)

第7条 県は、指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行う。

(原種及び原原種の生産)

- 第8条 県は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種、及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう、主要農作物の原種及び原原種の生産を行う。
 - 2 県は、県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ 確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場の経営者等にその生産を委託する ことができる。
 - 3 第5条から前条までの規定は、第1項及び第2項の原種ほ又は原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(優良な品種を決定するための試験)

第9条 県は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行う。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年法律第20号で廃止された主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以下「旧種子法」という。)第3条に基づき大分県が指定した平成30年産麦類の指定種子生産ほ場は、大分県主要農作物種子制度基本要綱第3条に基づき大分県が指定した指定種子生産ほ場とみなす。
- 3 旧種子法第7条第2項に基づき大分県が指定した平成30年産麦類の指定原種ほは、大分県主要農作物種子制度基本要綱第7条第2項に基づき大分県が指定した指定原種ほとみなす。
- 4 旧種子法第3条第2項に基づき大分県に申請のあった平成30年産稲及び大豆の 指定種子生産ほ場の指定申請書は、大分県主要農作物種子制度基本要綱第3条第2 項に基づく申請とみなす。
- 5 旧種子法第7条第3項に基づき大分県に申請のあった平成30年産稲の指定原種 ほの指定申請書は、大分県主要農作物種子制度基本要綱第7条第2項に基づく申請 とみなす。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

7 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

指定種子生産ほ場指定申請書

年 月 日

大分県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所 氏名 ○○ ○○ (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年産において、大分県主要農作物種子制度基本要綱第4条第1項の規定による指定種子 生産ほ場の指定を受けたいので、同条第2項の規定により申請する。

1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産する主要 農作物種子の種類及び品種の名称

番号	所在地	ほ場の 面積	生産しようとする主要 農作物の種子の種類名	同左品種名

- 2 主要農作物の採種に関する経験 有(種類: 、回数:) ・ 無
- 3 その他

(備考)

- 1)申請書は1部提出すること。
- 2) 1に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は番地まで記入し、面積は本地面積(畦畔を除いた面積)を記載すること。
- 3) 2の主要農作物の採種に関する経験については、自家採種以外の採種について記載すること。
- 4) 3のその他には、申請者が委託を受けて主要農作物の種子を生産する者である場合にあっては、委託者の氏名及び委託条件を記載すること。
- 5) 農協長名等で複数名分を一括して代理申請することも可とする。その場合、1~3の事項について、個人別明細を添付すること。

第2号様式(第4条関係)

指定種子生産ほ場指定書

第号年月日

殿

大分県知事 〇〇 〇〇

大分県主要農作物種子制度基本要綱第4条の規定により、下記のほ場を 年産指定種子生産ほ場として指定する。

- 1 ほ場所在地
- 2 ほ場面積
- 3 種類及び品種名

第3号様式(第6条関係)

第	号	生産物審査証明書	
		区分	
		生産年 〇〇年産 生産地 大分県〇〇市	
	種類	品種	
	年	月	
		大分県農林水産研究指導センター長	印

備考)区分欄の記載については、一般種子(指定種子生産ほ場において生産された種子をいう)、原種又は原原種の別を記載する。